

火薬類製造施設軽微変更の届出

(法第10条第2項)

火薬類の製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、またはその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法を変更しようとする製造業者は、原則として都道府県知事の許可を受けなければなりません。ただし、製造施設の位置、構造又は設備について経済産業省令に定める軽微な変更をしようとするときは、変更の許可は不要ですが、その完成後に遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出てください。

なお、火薬類製造施設軽微変更の届出で、危害予防規程に変更が生じる場合は、下記の「○危害予防規程の変更認可（法第28条第1項）」の変更認可の手続きが必要です。

○火薬類の製造業者に係る軽微な工事の内容（省令第8条）

- 1 工室、火薬類一時置場、日乾場、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場（以下「工室等」という。）内の設備のうち、次のいずれかに該当するものの取替えの工事
 - (1) 暖房装置
 - (2) 照明設備
 - (3) 静電気除去設備
 - (4) 窓又は出口を構成する扉、錠その他の部材
 - (5) 排気装置
- 2 土堤防の堤面又は簡易土堤の頂部の取替えの工事
- 3 工室等外の設備のうち、原動機、温湿度調整装置または手押し車の変更の工事
- 4 製造施設又は設備の撤去の工事

○提出書類

- 1 火薬類製造施設軽微変更届
- 2 変更の概要を記載した書面・図面・写真等
- 3 手数料 不要

○提出部数 電子申請の場合は1部

窓口申請の場合は1部（受付印が必要な場合は申請書を2部）

※危害予防規程の変更認可（法第28条第1項）

火薬類の製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法を変更しようとする製造業者は、危害予防規程に変更が生じる場合は、変更の認可を受けなければなりません。

○提出書類

- 1 危害予防規程（変更）認可申請書
- 2 危害予防規程

※変更する箇所の新旧対照表及び変更後の全体の危害予防規程

- 3 手数料 不要

○提出部数

- ・電子申請の場合は1部
- ・窓口申請の場合は1部（受付印が必要な場合は届出書を2部）